

## 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の概要

関与行為は以下の4類型

事業者等に入札談合を行わせること

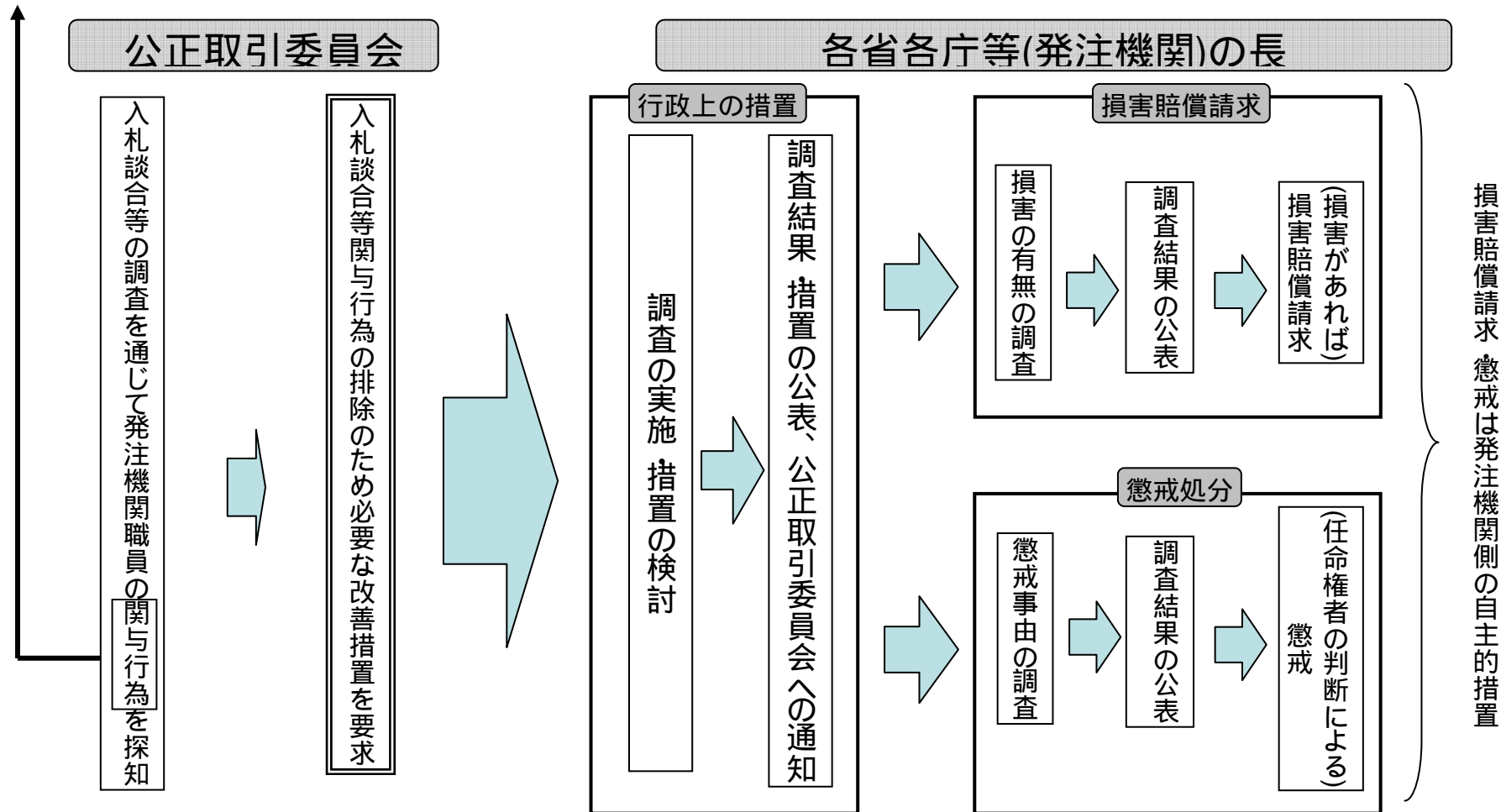
特定の者をあらかじめ指名したり、特定の者との契約を希望する旨の教示・示唆

入札談合を行うことが容易となるような秘匿すべき情報の特定の者への教示・示唆

特定の入札談合に関し、入札談合を幫助すること<改正法により追加>

発注機関職員が、発注機関が入札により行う契約の締結に関し、その職務に反し、談合を唆(そそのか)すこと、予定価格その他の入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処す旨の刑罰規定を導入。

<改正法により追加>



\* 改正法は平成 18 年 12 月 15 日公布  
(3ヶ月以内に施行)